第七条の二の九中「平成十九年六月一日」を「平成二十六年七月一日」に、「平成十九年商業統計表」を「平成二十六年商業統計表」に改め、「欄の額」の下に「から、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及び同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額を控除した額」を加える。

第七条の三第三項ただし書中「第十五条の三第二項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第八条の二十九第三項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に、「同条第十二号の六」を「同条第十二号の六の二」に改める。

第八条の三十二第一項第七号イ中「戸籍抄本」の下に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。次条第六号イ及び第八条の三十四第六号イにおいて同じ。）の記載のある住民票の写し」を加える。

第八条の三十三第六号イ及び第八条の三十四第六号イ中「戸籍抄本」の下に「又は本籍（外国人にあつては、国籍等）の記載のある住民票の写し」を加える。

第十条の二の四第二項第四号中「控除限度超過額」の下に「第四項第一号において「控除限度超過額」という。）」を加え、同項第五号中「同条第九項に規定する」を削り、同条第三項第四号中「控除未済外国法人税等額」の下に「次項第二号において「控除未済外国法人税等額」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4　政令第四十八条の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一　政令第四十八条の十三第二項又は第九項　控除限度超過額又は国税の控除余裕額、道府県民税の控除余裕額若しくは市町村民税の控除余裕額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の国税の控除限度額、道府県民税の控除限度額及び市町村民税の控除限度額の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二　政令第四十八条の十三第二十一項　控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

第十条の七の三第十項中「第六条の二第二項」を「第六条の二の二第二項」に改める。

第十二条の三の二中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。）」を削り、同条を第十二条の三の次に次の一条を加える。

（政令第五十二条の十三の二第四項の書類）

第十二条の三の二　政令第五十二条の十三の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　政令第五十二条の十三の二第一項第一号に規定する被災償却資産（以下この条において「被災償却資産」という。）を所有していた者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、被災償却資産に代わるものとして法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする償却資産（以下この号及び次号において「代替償却資産」という。）の所有者の氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）並びに当該被災償却資産及び当該代替償却資産の所在地を記載した書類並びに当該被災償却資産が震災等（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等をいう。以下この号及び第十五条の四の二第二項第一号において同じ。）により被害を受けたことについて当該被災償却資産が当該震災等により滅失し、又は損壊した旨を証する書類

二　被災償却資産が被災年度（法第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災年度をいう。第十五条の四の二第二項第二号において同じ。）分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録されていた旨を証する書類その他の被災償却資産が存したことを証する書類及び代替償却資産の詳細を明らかにする書類

三　政令第五十二条の十三の二第一項第二号から第四号までに掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法第三百四十九条の三の四の規定の適用を受けようとする場合には、前二号に掲げるもののほか、政令第五十二条の十三の二第一項第二号に掲げる者にあつては被災償却資産に係る売買契約書、同項第三号又は第四号に掲げる者にあつては戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

第十五条の三の見出し中「補正」を「補正等」に改め、同条第二項中「区分所有者」の下に「（建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。次条において同じ。）」を加え、「天じよう」を「天井」に、「程度等」を「程度又は仕上部分の程度」に、「の定めるところによつて」を「で定めるところにより」に、「市町村長が」を「当該市町村長が」に、「かかわらず、当該補正の方法によつて行なう」を「かかわらず、当該補正の方法により行う」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に、「によつて行なう」を「により行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「による」を「の例により算定した同法第二条第三項に規定する専有部分（以下この条から第十五条の四までにおいて「専有部分」という。）の床面積の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第三百五十二条第一項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

第十五条の三の次に次の一条を加える。

（法第三百五十二条第二項の割合の補正等）

第十五条の三の二　法第三百五十二条第二項に規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

2　第七条の三第一項及び第二項の規定は、法第三百五十二条第二項に規定する同項各号に定める専有部分の床面積の居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合の補正について準用する。

3　法第三百五十二条第二項第一号に規定する総務省令で定めるところにより補正した専有部分の床面積は、同項に規定する居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計から同項第二号に規定する専有部分の床面積の合計を控除して得た床面積に、次の算式により計算した同項第一号に規定する人の居住の用に供する専有部分に係る数値を当該居住用超高層建築物における全ての人の居住の用に供する専有部分に係る当該数値の合計で除した数値を乗じたものとする。

人の居住の用に供する専有部分の床面積×｛100＋（10／39）×（人の居住の用に供する専有部分以外の専有部分の床面積／人の居住の用に供する専有部分の床面積）｝

4　第二項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度又は仕上部分の程度の差違に応じて協議して定めた補正の方法を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

5　第三項の補正は、当該居住用超高層建築物の区分所有者の全員が当該居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格を勘案して協議して定めた補正の方法（当該補正を行わないこととするものを含む。）を当該市町村の条例で定めるところにより市町村長に申し出た場合において当該市町村長が当該補正の方法によることが適当と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該補正の方法により行うことができる。

第十五条の四の二を第十五条の四の三とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

（政令第五十二条の十三の三第三項の床面積の算定等）

第十五条の四の二　政令第五十二条の十三の三第三項の規定の適用について、同項中被災家屋（同条第一項第一号に規定する被災家屋をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）で区分所有に係る家屋であるもの又は同条第三項第二号に掲げる区分所有に係る特例適用家屋の専有部分の床面積の算定に関しては、これらの家屋に共用部分がある場合には、その部分の床面積をこれを共用している又は共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入するものとする。